

日本からの短期出張者の帰国・再入国後の 14日間待機の緩和について

<12月14日時点資料からの主な変更点>

・英国への短期出張からの帰国・再入国時における14日間待機
緩和措置の一時停止に伴う修正 (P.2)

令和2年12月23日

内閣官房
出入国在留管理庁
外務省
厚生労働省
経済産業省
国土交通省

1. 制度の概要

2. 必要な書類等

3. 留意事項等

日本からの短期出張者の帰国後隔離の緩和

<対象者> すべての国・地域への短期出張（隔離要請期間を除く滞在期間が7日以内）からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいる日本在住の日本人、特別永住者及び在留資格保持者

※令和2年12月24日以降、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国における滞在歴のある方は、本措置の利用不可

渡航先国内

①相手国内での自宅待機等

- 相手国・地域への入国・入境後は、現地政府の定める防疫措置（14日間の自宅待機等）の遵守をお願いします

②相手国内での活動【7日以内】

(注)入国日の翌日を1日目とする

- 滞在場所を業務上必要最小限のものにし、感染防止対策（①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密」回避）を徹底して下さい。渡航先への滞在期間は7日以内に限定してください。本邦帰国前14日間の検温を実施してください。
- 【渡航先が非入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル2以下の国・地域）の場合】出国前72時間以内（検体採取から搭乗予定航空便の出発時刻までの時間）に新型コロナウイルスに関する検査を受検し、「陰性」であることを記載した検査証明（以下「検査証明」という。詳細はP.15.）を取得してください。または、帰国後、TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）等を活用の上、企業の責任下で医師によるPCR検査又は抗原定量検査を受検し（詳細はP.15・16）、陰性の結果が得られるまでは自宅等で待機してください。

帰国

- 本邦行の航空機内で配布される「質問票」をご記入ください。
- 機内ではマスクを着用してください（渡航先が入国拒否対象地域の場合は誓約事項）。

③空港検疫・入国審査

- 「質問票」、「検査証明」（渡航先が非入国拒否対象地域で現地で検査を受けた場合のみ）、「誓約書」の写し、「本邦活動計画書」の写しを提出してください。

【渡航先が入国拒否対象地域（感染症危険レベル3以上の国・地域）の場合】

・空港検疫にて新型コロナウイルスに関する検査を受けていただきます。検査結果の判明までは原則として空港内で待機してください。

【渡航先が非入国拒否対象地域で現地で検査を受けていない場合】

・TeCOT等を活用の上、企業の責任下で医師によるPCR検査又は抗原検査を受けていただきます。陰性の結果が得られるまでは自宅等で待機してください。

日本国内

④14日間

- 誓約書を遵守し、帰国・再入国後14日間は公共交通機関を使わず(※)、自宅と勤務先の往復など、「本邦活動計画書」に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は移動しないでください。また、宿泊場所及びビジネス関係での滞在場所においては、個室を用いるなど、必要最小限の関係者以外に、不特定の者との接触を行わないでください。
- 健康フォローアップを実施する（渡航先が入国拒否対象地域の場合は受入責任者がLINEアプリにより実施、渡航先が非入国拒否対象地域の場合は企業の管理の下で実施。）と共に、地図アプリで位置情報を保存し、接触確認アプリを導入・利用してください。
- 帰国後14日間はマスクを着用してください（渡航先が入国拒否対象地域の場合は誓約事項）。

通常活動への復帰

※東京空港交通が運行する入国者専用バス（行先ホテルの宿泊者向け）のご利用が可能です（2020年12月16日～）。詳しくは[東京空港交通のHP](#)をご覧ください。2

1. 制度の概要

2. **必要な書類等**

3. 留意事項等

必要な書類等

本措置を利用して日本に帰国・再入国する際に必要な書類等は以下の通りです。

- ✓ **質問票**（機内で記入、検疫で提出） ⇒詳細はP. 5・6へ
- ✓ **誓約書**（受入企業・団体が作成・保管、検疫で写しを提出） ⇒詳細はP. 7へ
- ✓ **本邦活動計画書**（受入企業・団体が作成・保管、検疫で写しを提出） ⇒詳細はP. 8へ
- ✓ **スマートフォン** ⇒詳細はP. 9～14へ
- ✓ **検査証明**（渡航先が非入国拒否対象地域で現地で検査証明を取得する場合、検疫で提出）
⇒詳細はP.15へ

※上記のほか、渡航先への出国にあたっては、別途、当該渡航先国・地域が定めるものを用意する必要がありますので、各国の在京大使館・領事館及び各国に所在する我が方大使館のHP等をご確認ください。

※渡航先への出国前の検査証明取得に際しては、TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）もご利用いただけます。詳細はP.16をご覧ください。

I - ② 質問票 (国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合)

質問票の記入例 ※機内で記入いただけます

健康フォローアップまでのイメージ

1 Have you stayed in the following prevalent regions in the past 14 days? If you were staying, please circle it.

2 Personal information section including name, sex, birth date, and contact details.

3 Contact information section including address in Japan, telephone numbers, and email address.

4 Health status section including questions about contact with symptomatic people, symptoms, and medications.

5 Stay duration section including questions about where you are staying and for how long.

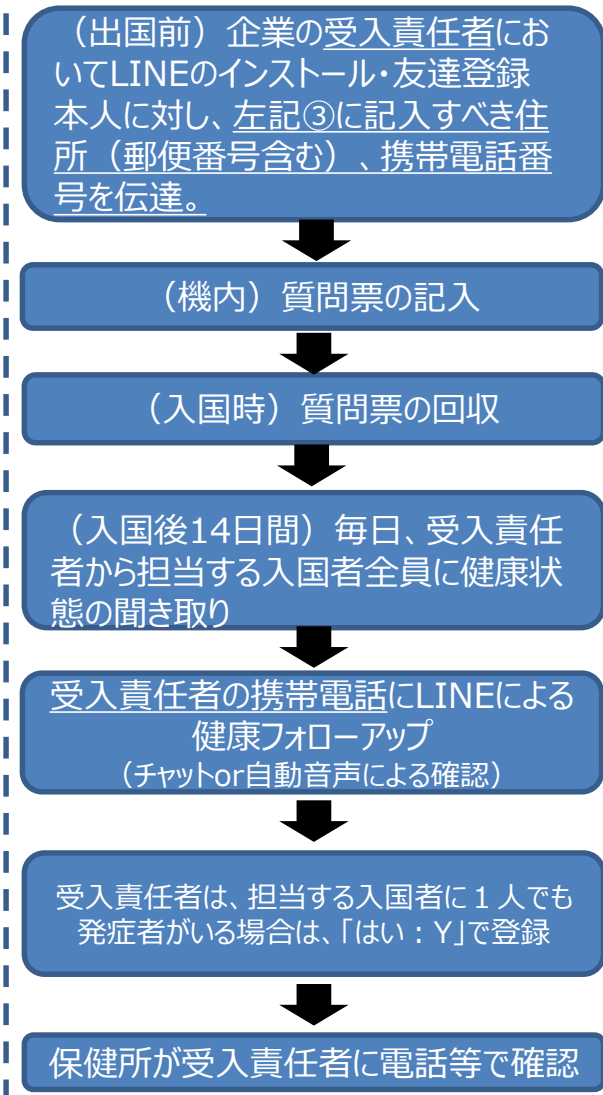
①該当する場合、Yと記入し、滞在地を○で囲みます。

②本人の情報を記入いただけます。

③受入企業・団体の住所、LINEの友達登録等を行う受入責任者の電話番号、受入責任者のメールアドレスを記入していただけます。

④本人の健康状態等について記入いただけます。

⑤本人の宿泊・滞在先を記入いただけます。



※質問票の見本は右に掲載されております。 <https://www.forth.go.jp/news/20201101.html>
(検疫へは、機内で配布され記入したものを提出ください。)

IV アプリのインストールについて

- 空港での検疫・入国審査時に、接触確認アプリのインストール等を確認させていただきます
- スマートフォンは受け入れ企業等から貸与いただいても問題ありません

① LINE



□ 目的

入国後14日間の健康状態の報告

□ 使用方法

- ①専用のQRコードから厚生労働省の公式アカウントを友達追加
- ②厚労省公式アカウントから、健康状態確認メッセージを送付
- ③LINEで返答

□ 注意点

- ・国内電話番号でない携帯電話（海外SIM）、日本語以外の言語には対応していません。
- ・入国者が国内電話番号の携帯電話を持っていて、かつ日本語を理解できる場合を除き、受入企業・団体の担当者がアプリをインストール、設定の上、入国者から健康状態を聞き取って報告してください。
- ・その場合、機内で入国者に記載いただく「質問票」には、受入企業・団体の住所、LINEアプリの設定が完了した担当者の電話番号・メールアドレスを記載するよう、事前に必ず伝えてください。（P16参照）

② COCOA



□ 目的

感染者との接触情報の確認

※新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。

□ 使用方法

- ①アプリをインストール
- ②利用規約等に同意
- ③Bluetooth、接触ログの記録を有効化

③ 位置情報の保存

□ 目的

位置情報の把握

※入国後14日以内に陽性となった場合、保存された位置情報を保健所に提示いただきます

□ 使用方法

- Googleマップを「ロケーション履歴がオン」に設定
又は
 - iPhoneの「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているか確認
- ※詳細の設定方法はp.22,23をご覧ください

<注意点>

- 空港での検疫および入国審査時にアプリのインストール・位置情報の保存の有無を対象者の申告等により確認します。誓約違反が判明した際は、受入企業・団体名の公表、本措置の利用停止等の措置をとることがあります。

After your arrival to Japan

Handing over this document to your host company in Japan

LINEを活用した健康フォローアップのお願い (受け入れ企業の皆様へ)

ビジネス目的での往来再開の枠組みを活用して入国・帰国される方には、入国後14日間、LINEアプリを活用した毎日の健康状態の報告をお願いしています。

別紙の通り、**国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方が入国される場合**には本人のスマートフォンに、**国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方が入国される場合には企業の受入責任者のスマートフォンに**、それぞれLINEアプリをインストール・友だち登録等を行っていただいた上で、健康状態の報告をいただくこととなります。

ビジネストラック活用企業の皆様におかれましては、上記の仕組みと流れを御理解いただき、入国者本人に対しても御説明をお願いいたします。

①本人または受入責任者のスマートフォンの設定

STEP1

このQRコードを読み取る



STEP2

友だち追加と設定



STEP3

後日、LINEに届くアンケートへ回答



<通知メッセージの受信設定>



② 具体的な確認方法

- ・ LINE公式アカウントより、本人のスマートフォン（国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方の場合）又は企業の受入責任者のスマートフォン（国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合）宛てに、健康状態の確認のメッセージをお送りします。
※ 企業の受入責任者の方からの報告の場合、担当する入国者全員分をまとめて報告してください（例えば、1人でも37.5度以上の発熱のある入国者がいれば、「発熱あり」と回答）。
- ・ 万が一、入国後初回の連絡でLINEアプリでの連絡が取れなかった場合は、お電話により、自動音声で健康状態をお伺いします。

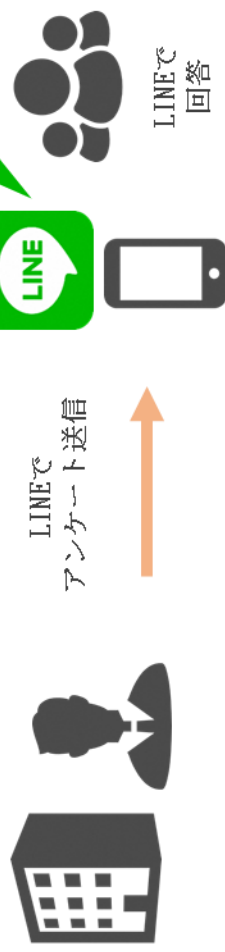
【質問項目】

- ・ 37.5度以上の発熱があるか
- ・ せき、のどの痛み、強いだるさ等があるか

※ この質問では、クレジットカード番号や金銭の授受に関する質問は一切行いません。厚生労働省を装った詐欺にご注意ください。

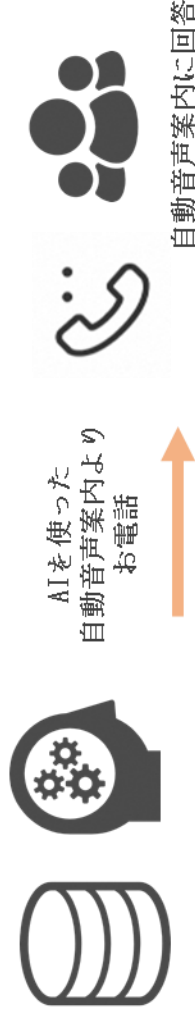
LINEで10秒、かんたん回答

LINEアプリによる健康状態確認（原則）



厚生労働省

初回通知をLINEでお送りできなかった場合

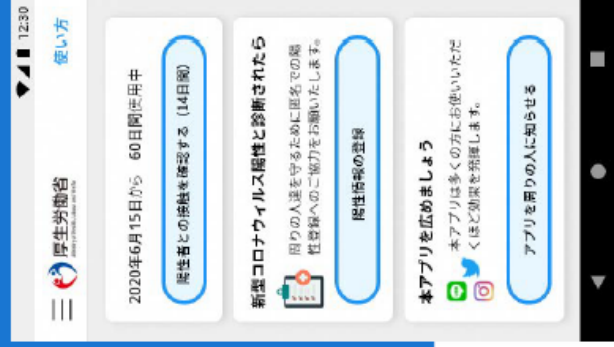


- ※LINEで友だち登録いただいたいても、以下のケースに該当する方は電話でのサポートが実施されますのでご注意ください。
- ・ 一部の方には初回のPUSHメッセージを受け取った後に、LINEに登録されている電話番号へSMSによる認証を行います。SMSが受け取れない方、SMSを受け取った後に認証を実施されなかった方。
- ・ PUSHメッセージを受け取った後、翌日9:00までにアンケートにご回答いただけなかった方。

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ (略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



* 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取
ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォン近接通信機能（Bluetoothス）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中で管理し、外にはなりません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中で接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

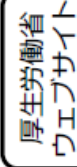
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



グーグルマップ 位置情報設定方法

STEP1

Androidスマートフォンまたはタブレットで、「Googleマップアプリ」を開きます。



STEP2

「プロフィール写真」または「イニシャルアカウントサークルアイコン」をタップします。



STEP3

「タイムライン」アイコンをタップします。



STEP4

その他アイコンをタップし、「設定とプライバシー」をタップする。



STEP5

「現在地がON」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、「現在地がOFF」をタップし、現在地をONにします。



STEP6

「ロケーション履歴がオン」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、「ロケーション履歴がOFF」をタップし、ロケーション履歴をONにします。



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。

iPhone 「利用頻度の高い場所」 設定確認方法

STEP1
ホーム画面で、「設定」をタップ



STEP2
「設定」画面から「プライバシー」をタップ



STEP3
「位置情報サービス」をタップ



STEP4
「システムサービス」をタップ



STEP5
「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているかを確認する



参考
「位置情報サービスとプライバシーについて」



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。
※利用頻度の高い場所は、Appleが読み取ることができません。詳しくは、「利用頻度の高い場所」設定画面に記載の「位置情報サービスとプライバシーについて」をご覧ください。

V-① 現地で取得する検査証明、帰国後ご自身の手配で受検する検査の要件

<現地で取得する検査証明>

COVID-19に関する検査証明
Certificate of Testing for COVID-19

Date of issue _____
交付年月日

氏名 _____ パスポート番号 _____
Name _____ Passport No. _____

国籍 _____ 生年月日 _____ 性別 _____
Nationality _____ Date of Birth _____ Sex _____

上記の者の COVID-19 に関する検査を行った結果、その結果は下記のとおりである。
よって、この証明を交付する。
This is to certify the following results which have been confirmed by testing
for COVID-19 conducted with the sample taken from the above-mentioned person.

採取検体 Sample (下記いずれかをチェック/Check one of the boxes below)	検査法 Testing for COVID-19 (下記いずれかをチェック/Check one of the boxes below)	結果 Result	①決定年月日 Result Date ②検体採取日時 Sampling Date and Time	備考 Remarks
<input type="checkbox"/> 鼻咽頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab	<input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (real time RT-PCR 法) nucleic acid amplification test (real time RT-PCR)		① ②	
<input type="checkbox"/> 唾液 Saliva	<input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (LAMP 法) nucleic acid amplification test (LAMP) <input type="checkbox"/> 抗原定量検査 antigen test (CLEIA)			

医療機関名 Medical institution _____
住所 Address of the institution _____
医師名 Signature by doctor _____

An imprint of
a seal 印影

- 検査証明の様式は、原則として所定のフォーマット (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html) を使用し、現地医療機関に記入及び署名（又は印影）を求めてください。
- 当該フォーマットに対応する医療機関がない場合には、任意の様式の提出も可としますが、検疫に時間がかかることがありますので御了承ください。
- なお、任意の様式は、(1) 人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）、(2) COVID-19の検査証明内容（検査手法（上記フォーマットに記載されている採取検体及び検査法に限る）、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日）、(3) 医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））の全項目が英語で記載されたものに限ります。

<帰国後に企業の責任下で医師による検査を受検する検査の要件>

検体：鼻咽頭ぬぐい液、唾液

検査法：核酸増幅検査（real time RT-PCR法、LAMP法）、抗原定量検査

医師による「陰性」の判定は必要ですが、検査証明の取得は不要です。受領した検査結果については、企業による健康フォローアップ期間中（帰国後14日間）はいつでも提示できるように保管してください。また、検査の予約に際してはTeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）もご活用下さい。

V-② TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）について

- 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）ではオンライン上で、新型コロナウイルス感染症の検査を受けることが可能な医療機関の検索・予約が可能です。渡航前の検査予約に加え、帰国後の検査（PCR検査又は抗原定量検査）予約も可能ですので、御活用ください。
 - ✓ TeCOT御利用に当たってはこちらをご参照ください。（<https://www.tecot.go.jp/>）
 - ✓ TeCOTへのログインはこちら（<https://traveler.tecot.go.jp/>）
- なお、帰国後検査の場合は、P.15に記載されている検査の要件を満たす医療機関であれば、TeCOT登録医療機関以外であっても受検が可能です。

TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）
Testing Center for Overseas Travelers



※正式登録申請随時募集中

新着情報

- 2020年10月8日 TeCOT（海外渡航者向け）の利用を開始しました。
- 2020年10月6日 TeCOTの海外渡航者向けの利用開始について。
- 2020年10月6日 韓国とのビジネストラック・レジデンストラックが始まりました。
- 2020年10月3日 TeCOT参加医療機関向け利用マニュアルを更新しました。
- 2020年9月30日 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）の運用開始について。
- 2020年9月30日 「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を更新しました。（※9月24日(木)までの登録申請分）
- 2020年9月18日 シンガポールとのビジネストラックが始まりました。
- 2020年9月18日 TeCOT専用ページ開設および登録簿公表について。

海外渡航者の
皆様へ

医療機関の
皆様へ

TeCOTの利用についてのお問合せ先

TeCOTコールセンター

（受付時間：9:00～17:00）

ナビダイヤル：0570-039656

（IP電話等から：03-6830-8027）

E-Mail：kaigaitokosien-toiawase@meti.go.jp
tecot_jimukyoku@accenture.com

ビジネスで海外へ渡航される皆さまへ

+TeCOT

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT) を利用して 医療機関でのウイルス検査をかんたん予約！

TeCOT
ってなに？

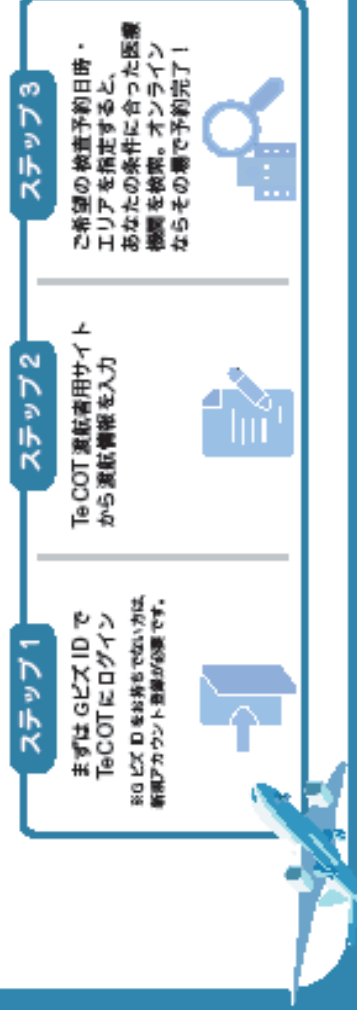
厚生労働省と経済産業省が運営するセンターです。
新型コロナウイルス感染症の検査が可能な医療機関を検索・
比較・スムーズにオンライン予約ができるサービスを提供しています

- 海外への入国時に新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の提出が必要な場合、TeCOTを利用して無償で国内の医療機関でウイルス検査予約ができます。
- 渡航先の国名や出発日などの情報を入力するだけで、あなたの条件に合った医療機関が見つかります。
- TeCOTの予約サービスは、当面はビジネス目的の渡航者に限りご利用いただけます。国籍による区別はなく、日本人・在留外国人の方にもご利用可能です。



TeCOT
の使い方

ご利用はお手持ちのスマートフォン・パソコンから、かんたん
3ステップ！医療機関の検索・比較・オンライン予約が
24時間365日できます



ご利用は
こちらから！



TeCOT
海外渡航者用
サイト

+TeCOT

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)
専用ページ (海外渡航者向け)

TeCOT

TeCOTコールセンター
(受付時間: 9:00-17:00)

渡航者ナビダイヤル: 0570-039656

(JIP電話番号: 03-6830-8027)

医療機関ナビダイヤル: 0570-028117

(JIP電話番号: 03-6830-8026)

https://www.mt.go.jp/policy/investments/tecot/tokousha/tecot_kaigaitokousha.html

ご利用に際して、お読みください

FAQ よくあるご質問と回答

Q1. 日本人に対する各国・地域の入国制限措置とは、何でしょうか。
A1. 国、地域によっては、日本からの渡航者や日本人に対して入国禁止等の制限措置をとっています。詳細については、外務省海外安全ホームページをご確認下さい。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/history_world.html

Q2. 旅行目的で渡航する場合、オンライン検査予約システム (TeCOT) の利用は可能でしょうか。

A2. ご利用できません。当面はビジネス目的の渡航者に限りご利用いただけます。

Q3. ビジネスで海外へ渡航する場合、必ずオンライン検査予約システム (TeCOT) から検査予約をする必要があるのでしょうか。

A3. TeCOTの利用は必須ではありませんが、TeCOTによりスムーズに検査予約をすることができます。

Q4. オンライン検査予約システム (TeCOT) を利用する場合は、どのような事前準備が必要ですか。

A4. ①インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォン・タブレット

② G Biz ID (ID / パスワード)

③ 国際線航空券情報

Q5. G Biz ID とは何でしょうか。どうすれば取得できますか。

A5. 複数の行政サービスを1つのアカウントにより利用することのできる認証システムで、政府が運用しているものです。G Biz ID には3種類 (gBizID エントリー、gBizID プライム、gBizID メンバー) あり、法人・個人事業主はどのIDでも本サービスを利用することができます。また、G Biz ID の取得・利用は無償であり、gBizID エントリーは即日発行が可能です。G Biz ID の取得方法は、以下リンク先のG Biz ID のHPをご参照下さい。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q6. 検査予約は、どのような方法で申し込みますのでしょうか。

A6. 電話予約又はオンライン予約にて、検査予約の申し込みが可能です。

Q7. オンライン検査予約システム (TeCOT) の詳しい利用方法は、どこで確認できますか。

A7. 経産省公式ホームページに、TeCOT 渡航者等向け利用マニュアルをご用意しております。

こちらをご参照下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/pdf/manual_kaigaitokousha.pdf

⚠ 注意事項

- 濃厚接触者と判断されたり、発熱がある等、新型コロナウイルスの感染の懸念がある場合の検査については、厚生労働省が公表する方針に則った対応をしてください。
- 渡航先国の検査要件・証明書の提示要件の最新情報については、ご自身で外務省のWebサイト・渡航先政府又は駐日在外公館のWebサイト等をご確認ください。
- TeCOT は、渡航者等と参加医療機関との間の検査予約契約の締結について支援を行うサービスでありご予約時は各参加医療機関のキャンセルポリシーや予約時の注意事項をご自身でよくご確認ください。



海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)
専用ページ (海外渡航者向け)

TeCOT

TeCOTコールセンター

(受付時間: 9:00-17:00)

渡航者等ナビダイヤル: **0570-039656**

(IP電話等から: 03-6830-8027)

医療機関ナビダイヤル: **0570-028117**

(IP電話等から: 03-6830-8026)

https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/tokousha/tecot_kaigaitokousha.html

1. 制度の概要
2. 必要な書類等
- 3. 留意事項等**

留意事項

- 新型コロナウイルス感染症の全世界的な流行が続いている中、例外的に行われる措置であることに鑑み、企業・団体の皆様には特に次の点について御理解、御協力をお願いします。
- 本措置については、例外的に出入国が認められた邦人帰国者、外国人入国者に対する必要な防疫上の措置について**受入企業・団体が責任を持つ制度**であることを御理解ください。その一環として、受入企業・団体に、LINEアプリによる健康状態の確認にご協力いただく他、対象者本人が接触確認アプリ・地図アプリを導入したスマートフォンを保有し、逐次位置情報を記録いただくことも求められます。また、対象者が持参すべき必要書類については、入国時の問題を避けるためにも、企業・団体に適切に指導・管理をお願いします。**誓約違反等が起こった場合は、当該企業・団体名が公表される他、本件措置の利用が今後認められない可能性があります。**

関係省庁の問い合わせ先等

- [よくある問い合わせ](#)
- 本邦入国時の空港での入国審査について
法務省出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課
電話：03-3580-4111（内線4446・4447）
- 本邦入国のための査証関連の手続きについて（対象国・地域への渡航のための査証関連のお問い合わせは各国・地域の在京大使館等にお問い合わせください。）
外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション（ビザ申請に関する相談）
電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）
（注）一部のIP電話からは03-5363-3013
- 各種防疫措置（14日間待機、公共交通機関不使用、接触確認アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存）や民間の医療保険の加入に関するお問合せは、下記の連絡先にご連絡ください。
厚生労働省の電話相談窓口
電話：0120-565653
各種防疫措置（健康フォローアップ、空港検疫における検査等）について
厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室
電話：03-5253-1111（内線2468）
[厚生労働省：水際対策の抜本的強化に関するQ&A（厚生労働省HP）](#)
- 外国人技能実習制度について（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に係る手続きを除く）
※ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関連した外国人技能実習制度についてのよくあるご質問については、
[外国人技能実習機構のHP](#)に掲載されている「技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問」をご確認ください。
- 企業からの一般的なご相談について（防疫措置や手続きの詳細運用、技能実習、特定技能に関する詳細運用等を除く）
経済産業省 水際対策担当
電話：03-3501-1511（内線2944）（受付時間 9時30分～18時15分）
- 航空便について
国土交通省 航空局 危機管理室
電話：03-5253-8700